

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和2年12月8日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 2 号 令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4 号 旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について
- 議案第11号 旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 財産の取得について
(学習用タブレット端末等)
- 議案第19号 財産の取得について
(小中学校用ネットワーク機器)

出席委員（6名）

委員長	米 本 弥一郎	副委員長	片 桐 文 夫
委員	景 山 岩三郎	委員	伊 藤 房 代
委員	宮 内 保	委員	林 晴 道

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 伊 藤 保

説明のため出席した者（19名）

教 育 長	諸 持 耕太郎
環 境 課 長	高 根 浩 司
健康管理課長	遠 藤 茂 樹
高 齡 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
学校教育課長	加 瀬 政 吉
体育振興課長	柴 栄 男

財 政 課 長	伊 藤 義 隆
保険年金課長	在 田 浩 治
社会福祉課長	椎 名 隆
庶 務 課 長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	八 木 幹 夫
そ の 他 担 当 員	8 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広
副 主 幹	黒 柳 雅 弘

事務局次長	向 後 哲 浩
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（米本弥一郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

このところ寒暖の差が激しい日々が続いております。皆様にはコロナ対策と併せて健康管理に十分ご注意いただきたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、伊藤議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（伊藤 保） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

あと24日で年末になるわけですが、新年を迎えます。この1年、コロナ禍の中でこの議会をやってきましたけども、最後の常任委員会でございますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は、一般会計補正予算含む8議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で8議案でございます。

まず、予算関係で2議案。議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決につ

いて。

また、条例関係で4議案。議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

また、財産の取得関係で2議案。議案第18号、財産の取得について（学習用タブレット端末等）、議案第19号、財産の取得について（小中学校用ネットワーク機器）でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（米本弥一郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月30日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案は、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、財産の取得についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管分の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開きください。

歳入になります。中ほどになります。

14款 2 項 2 目 3 節老人福祉費国庫補助金、説明欄 1 の介護保険事業費補助金170万円でございますが、これは制度改正に伴う介護保険システムの改修費用に対する国庫補助金です。

補助率は、国の示す人口規模に応じて定められた基準額の340万円に対して、その 2 分の 1 が交付されるものであります。

なお、充当する歳出につきましては他課が所管する科目になります。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座で。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 大丈夫です。ありがとうございます。

2 段目になります。

2 款 1 項 8 目電子計算費、説明欄 1 の電算業務委託料547万8,000円が介護保険システムの改修費用となります。

以上で、議案第 1 号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、議案第 1 号、令和 2 年度旭市一般会計補正予算の議決のうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

最初に、補正予算書16ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。下段になります。

3 款民生費、3 項 5 目障害児福祉費、説明欄 1 の障害児通所支援事業、予算額2,962万7,000円は、19の扶助費で、障害児通所等給付費となります。

本事業は、障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援があります。

今回の補正ですが、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言後の特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加したこと、また、国がサービスの必要性から、支給決定や報酬、人員基準等の柔軟な取扱いを示したことに伴う利用量の増により、扶助費の不足が見込まれるため、補正を行うものであります。

続いて、歳入です。

ページを戻っていただきまして、9 ページをお願いいたします。

上段になります。

14款 1 項 1 目 3 節児童福祉費国庫負担金、説明欄 1、障害児通所給付費等負担金1,228万

5,000円ですが、国の負担金で、負担率は2分の1を見込んでおります。

下段になります。15款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄1、障害児通所給付費等負担金614万2,000円は、県の負担金で、負担率は4分の1を見込んでおります。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） それでは、議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、庶務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

今回予算補正した小学校施設改修事業及び中学校施設改修事業の事業内容等につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、今後予定をしているスケジュールにつきまして、補足してご説明をいたします。

補正予算書5ページをお開きください。

繰越明許費の補正でございます。

今回補正した設計委託費、工事請負費ともに年度内の完了が困難であることから、小学校施設改修事業1億7,910万7,000円及び中学校施設改修事業4,769万5,000円全額を繰越明許費に設定したものでございます。

現在想定しているスケジュールでは、補正予算成立後に準備を進め、来年の2月頃に設計業務を発注し、3か月程度の工期を経て、5月頃に完了する予定としております。その後、設計成果を基に工事の発注準備を進め、7月頃に改修工事を発注し、来年度末頃の工事完了を見込んでおります。

以上で、議案第1号の庶務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） それでは、おはようございます。

それでは私、今、庶務課長のほうから補足説明ありましたけれども、小学校施設改修事業の1億7,910万7,000円と中学校施設改修事業の4,769万5,000円のこの入札の時期っていうのはどのぐらい、いつ頃になるんですか。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（杉本芳正） 先ほどもご説明いたしましたが、改修工事のほうを7月頃に発注を

予定してますので、その前後についていう形になっていると思います。

あと、発注方法ということで、小学校一応15校ございます。5校ずつ3つのグループに分けて発注のほうを予定をしています。中学校については3校ですので一括の発注を予定しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（米本弥一郎） 宮内委員。

○委員（宮内 保） そうすると、この小学校の改修事業は、要するに入札は3つということでやるわけですね。

いや、実はね、ちょっと心配になったのは、小学校15校ですので、工事が大変だと思うんですよ。私、ちょっとこれ入札1者だと、ちょっとね、工事の期間も長くなったりいろいろ大変なのかなと思って、こういう形でちょっとお聞きしたんですけれども。

じゃ、結構です。ありがとうございました。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（在田浩治） 議案第2号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

配付されております資料の、条例の主な改正点（新旧比較）をご覧いただきたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座でお願いします。

○環境課長（高根浩司）　ありがとうございます。じゃ、失礼して、着座で説明させていただきます。

規制を強化した部分や、現在の市条例から変更となる部分を中心に説明いたします。本会議での補足説明と重複する部分もございますが、ご容赦いただきたいと思います。

初めに、（１）適用面積についてですが、現行条例では、埋立区域の面積が3,000平方メートル未満を対象としておりましたが、新しい条例では、300平方メートル以上の埋立事業を全て対象といたします。

次に、（２）事業主等の範囲の拡大ということで、埋立てを行う事業主を埋立事業者に加え、土地の所有者についても事業主としたものでございます。

（３）土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準ですが、こちらは、国の環境基準のほか、新たに塩化物イオンを追加するものでございます。通常、農作物への基準は、１リットル当たり500ミリグラムから700ミリグラムとされておりますが、旭市では、１リットル当たり500ミリグラム以下といたします。

次に、（４）土地所有者等の同意になります。

周辺住民等の同意については、これまで埋立区域の周囲300メートルを対象としておりましたが、新条例では、埋立区域の周囲500メートルとし、居住する住民に対する説明会の実施と、当該区域に居住する世帯の８割以上からの世帯主の同意が必要になります。

また、周囲500メートル以内に世帯数が30世帯未満の場合は、世帯主の８割以上の同意のほかに、周囲500メートル以内の土地所有者に対しても説明会を実施し、なおかつ、土地所有者の８割以上の同意を得ることになります。

なお、千葉県の許可または認可を受けた採取場から採取した土砂、いわゆる山砂を使用する埋立事業につきましては、埋立面積が3,000平方メートル未満であれば、住民説明会の実施や同意の必要はありません。ただし、埋立面積が3,000平方メートル以上となる場合には、説明会の実施や同意を得ることが必要となります。こちらにつきましては、施行規則の中で明文化する予定でございます。

次に、（５）事前協議制の導入ですが、これまでは申請前の事前協議は行っていないでしたが、新条例では事前協議制とし、申請前の許可要件、条件を厳しくチェックすることとします。

次に、（６）許可基準ですが、ここで改良土（再生土）の使用を現行条例と同様に禁止といたします。

続いて7番、名義貸しの禁止。こちらは、許可を受けた事業主等が、自分名義で他者に事業をさせることを禁止といたします。

次に、(8)ですが、許可申請手数料です。こちらは、千葉県や近隣市町に合わせた手数料といたしました。

続いて、(9)その他でございますが、施行期日等になりますが、現行の条例は廃止となり、新条例は令和3年4月1日の施行を予定しております。

次に、もう一つの資料、1枚めくっていただきまして、千葉県と旭市の埋立て事業における規制状況等についてをご覧いただきたいと思います。現行の条例と千葉県との対比でございます。

左側になりますが、本市では、埋立区域が3,000平方メートル未満の埋立事業に対して、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を適用し、再生土の使用を例外なく禁止しています。

右側になりますが、埋立区域が3,000平方メートル以上の埋立事業については千葉県の埋立条例が適用されますが、平成31年4月1日に、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例が施行され、再生土の使用を条件付で認めることとなりました。

続いて、左下の施行後をご覧ください。

今回の新しい条例では、千葉県埋立条例及び千葉県再生土条例の適用除外を受け、埋立区域が300平方メートル以上の全ての埋立事業に関し、再生土の使用を例外なく禁止といたします。

説明は以上でございますが、このたびの新条例の制定では、基幹産業である農業や周辺住民の生活環境、これらを土壌汚染等から未然に防止するため、規制の強化を図るものでございます。よろしくお願いいたします。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 議案第11号につきましては、本会議でご説明したとおりであり

まして、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について補足説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 議案第12号につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。それに加えての補足説明はございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第15号につきましては、本会議でご説明したとおりでありますので、本委員会での補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（米本弥一郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号、第19号の2議案については関連がありますので、補足説明がありましたら一括して説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 議案第18号及び議案第19号、財産の取得について、併せて補足説明を申し上げます。

別にお配りいたしました資料、学習用タブレット端末等資料によりまして説明させていただきます。

○委員長（米本弥一郎） 課長、長くなるようでしたら着座をお願いします。

○学校教育課長（加瀬政吉）　ありがとうございます。大丈夫です。

Ⅰ、学習用タブレット端末等は、議案第18号で取得を提案しているものです。

1、タブレット端末ですが、数量は全児童・生徒分の4,700台、メーカーは富士通製で、規格や仕様は記載のとおりです。

2、ソフトウェアですが、自宅学習を想定し、オフライン、インターネット等の通信環境がない状況です、で利用可能なドリル教材ソフト、ノート機能ソフトやオンライン授業用ソフトのほか、記載のとおりです。

3、その他として、持ち運びが前提となるため、端末の5年間の物損保証をつけること、また、教室の大画面モニターにタブレットの画面を映すための無線投影機66台を導入いたします。

仮契約締結金額と納入期限は記載のとおりです。

次の、Ⅱ、小中学校用ネットワーク機器は、議案第19号で取得を提案しているものです。

内容は、1人1台タブレット端末導入に対応するため、学校内の無線ネットワーク機器を更新整備し、新しくネットワークを構築するものです。

1、導入機器ですが、無線アクセスポイント439台、その他必要な機器類で、仮契約締結金額と納入期限は記載のとおりです。

最後の、Ⅲ、（その他）タブレット端末充電保管庫は、両議案と別のものではございますが、今回の一連の学習用タブレット端末整備に関連する内容ですので、併せて説明させていただきます。

内容は、タブレット端末を、各学校の教室で保管、充電するための保管庫を整備するものです。

1、充電保管庫ですが、規格と数量は、42台収納用が150台、22台収納用が12台です。仕様はスチール製で、端末を順番に充電できるように、輪番充電機能とタイマー機能などを備えたものです。

契約締結金額と納入期限は記載のとおりです。

ご説明しましたこれら3つの項目について、順次納入、整備を進め、令和3年4月から、全ての児童・生徒が学習用タブレット端末を使用し、学習できる環境を整えてまいります。

以上で、議案第18号及び第19号の補足説明を終わります。

○委員長（米本弥一郎）　担当課の説明は終わりました。

議案第18号、第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） おはようございます。

今、タブレットの関係なんですけれども、本会議場で林議員が質問して、ある程度分かったんですけど、その中で、5年間の故障等の物損の保証ですか、低学年の子どもたちが使うと思うんで、どの程度の物損をあれにしてるのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、この保管庫の891万円については、来年、1か月納入が早いかなと思うんですけども、この891万円は、この3億6,000万円の中には入ってないってことですよね。お聞きいたします。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 5年間の保証の問題ですが、落としてしまって壊れた場合については、新たなものを、修理してくれるというような契約にはなっております。実際かなり堅牢にできておりまして、実際、机の上から落としてみたんですけども、壊れるようなこともなく実際に動いてました。よほどのことがなければ大丈夫なのかなっていうふうに考えてるところです。

それから、充電保管庫については、別の金額でやってるところです。3億円の中には入っていません。

（発言する人あり）

○学校教育課長（加瀬政吉） そうです、はい。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 机の上から落としても壊れないっていうのは、今の端末が結構丈夫にできているからだと、問題ないとは思うんですけども、ただ、低学年の子どもたちが使うので、想定外のことが考えられると思うんですよ。それがなった場合に、その子どもに対して支払ってくれとか、支払い義務が起きるのか、それとも、その保証の中で全部保証できるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（米本弥一郎） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 今のご質問については、特に児童・生徒に補償を求めるものではございません。

以上です。

○委員長（米本弥一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（米本弥一郎） 特にないようですので、議案第18号、第19号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（米本弥一郎） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和2年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（米本弥一郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市いじめ問題対策連絡協議会等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(米本弥一郎) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、それについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(米本弥一郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(米本弥一郎) 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時34分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 米 本 弥一郎